

男鹿市規則第9号

男鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

男鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年男鹿市規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第11条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。	第11条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。
第12条 <u>年次有給休暇は、1年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員（6月を超える任期が定められている者又は6月を超える継続勤務が見込まれる者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。以下この条において同じ。）の区分に応じて当該各号に掲げる日数とする。</u> <u>(1) 次号及び第3号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる日数</u>	第12条 <u>任命権者は、次の各号の場合に該当する会計年度任用職員には、当該各号に定める日数の有給休暇を与えなければならない。</u>  <u>(1) 1週間の勤務日が5日以上とされている会計年度任用職員並びに1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるも</u>

改正後	改正前
<p><u>ア イに掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第1の任期の6月を超え1年以下に定める日数</u></p> <p><u>イ 12月を超える継続勤務が見込まれる会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第1の任期の区分ごとに定める日数</u></p> <p><u>(2) 任期の満了により退職した後に同一年度内においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員又は任期が更新された会計年度任用職員（次号に掲げる会計年度任用職員を除く。）次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる日数</u></p> <p><u>ア イに掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 前号アを適用して得られる日数（当該年度において前号又はアの規定により付与された年次有給休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が零を下回る場合にあっては、零）</u></p>	<p><u>の及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、任用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において10日</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる会計年度任用職員が、任用の日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下「6月経過日」という。）から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、10日に、6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ別表第1の日数欄に掲げる日数を加算した日数</u></p>

改正後	改正前
<p><u>イ 12月を超える継続勤務が見込まれる会計年度任用職員 当該任用又は更新よりも前の同一年度内における任期の初日から当該任用又は更新により定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号イを適用して得られる日数（当該年度において同号又はアの規定により付与された年次有給休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が零を下回る場合にあっては、零））</u></p> <p><u>(3) 任期の満了により退職した後に翌年度においてさらに任用されたことにより、前年度の任用から継続勤務する会計年度任用職員 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる日数</u></p> <p><u>ア イ、ウ及びエに掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第2の継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数の区分ごとに定める日数（当該年度においてこの号の規定により付与された年次有給休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が零を下回る場合にあっては、零））</u></p>	<p><u>(3) 1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員（1週間の勤務時間が29時間以上である会計年度任用職員を除く。以下この号において同じ。）及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものが、任用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合又は任用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員にあっては1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員</u></p>

改正後	改正前
<p><u>イ 継続勤務する前年度の任期が6月以下の会計年度任用職員（ウ及びエに掲げる職員を除く。） 継続勤務する前年度の任期について第1号イを適用して得られる日数に、現年度の任期についてアを適用して得られる日数を加算したものから、前年度に当該会計年度任用職員に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数（当該年度においてこの号の規定により付与された年次有給休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が零を上回る場合にあっては、零））</u></p> <p><u>ウ 前年度からの継続勤務期間が12月以下の会計年度任用職員（エに掲げる職員を除く。） 零</u></p> <p><u>エ 前年度からの継続勤務期間が12月以下の会計年度任用職員のうち継続勤務する前年度の任期が6月以下の会計年度任用職員 第1号アを適用して得られる日数（当該年度においてこの号の規定により付与された年次有給休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が零を上回る場合にあっては、零））</u></p> <p><u>2 前項第2号の規定は、当該任用又は更新よりも前の同</u></p>	<p><u>にあっては1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第2の任用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数</u></p>

改正後							改正前																																															
<p><u>一年度内の全勤務日を、同項第3号の規定は、前年度の全勤務日を、それぞれ8割以上出勤した会計年度任用職員について適用する。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日を限度として、<u>翌年度(年度の途中に付与された年次有給休暇にあっては、翌々年度におけるその付与された月の前月まで)</u>に繰り越すことができる。</p> <p>別表第1(第12条関係)</p>							<p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日を限度として、<u>次の1年間に繰り越すことができる。</u></p> <p>別表第1(第12条関係)</p>																																															
<table border="1"> <tr> <td>1週間の勤務日の日数</td> <td>5日以上</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年間の勤務日の日数</td> <td>217日以上</td> <td>169日から216日まで</td> <td>121日から168日まで</td> <td>73日から120日まで</td> <td>48日から72日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">任期</td> <td>6月を超え1年以下</td> <td>10日</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>5月を超</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> </table>							1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日		1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで		任期	6月を超え1年以下	10日	7日	5日	3日	1日	5月を超	7日	5日	4日	2日	1日	<table border="1"> <tr> <td>6月経過日から起算した継続勤務年数</td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>4年</td> <td>5年</td> <td>6年以上</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>1日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> <td>6日</td> <td>8日</td> <td>10日</td> </tr> </table>							6月経過日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上	日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日
1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日																																																	
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで																																																	
任期	6月を超え1年以下	10日	7日	5日	3日	1日																																																
	5月を超	7日	5日	4日	2日	1日																																																
6月経過日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上																																																
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日																																																

改正後							改正前				
	え6月以下										
	4月を超え5月以下	5日	3日	2日	1日	1日					
	3月を超え4月以下	3日	2日	1日	1日	0日					
	2月を超え3月以下	2日	1日	1日	0日	0日					
	1月を超え2月以下	1日	0日	0日	0日	0日					
<p><b>備考</b> この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。</p> <p>別表第2（第12条関係）</p>							<p>別表第2（第12条関係）</p>				
1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日		1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から216日	121日から168日	73日から120日	48日から72日		1年間の勤務日の日数	169日か	121日か	73日から	48日から

改正後							改正前				
継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数	1年度	11日	8日	6日	4日	2日	日数	から216日まで	から168日まで	120日まで	72日まで
	2年度	12日	9日	6日	4日	2日	任用の日から起算した継続勤務期間	6月	7日	5日	3日
	3年度	14日	10日	8日	5日	2日		1年6月	8日	6日	4日
	4年度	16日	12日	9日	6日	3日		2年6月	9日	6日	4日
	5年度	18日	13日	10日	6日	3日		3年6月	10日	8日	5日
	6年度以上	20日	15日	11日	7日	3日		4年6月	12日	9日	6日
								5年6月	13日	10日	6日
						6年6月以上		15日	11日	7日	
備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。											



改正後	改正前	
<p>号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間</p>		

改正後		改正前	
	を超えない期間)		
(16)職員が、その配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号、第18条、別表第2において同じ。）、父母、配偶者の父母、孫若しくは養育する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）（以下「家族」と総称する。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかっ	1の年度において6日の範囲（家族が2人以上の場合にあつては、12日の範囲）内の期間		

改正後		改正前	
<p>た家族の世話又は予防接種、健康診査若しくは健康診断を受けさせるための付添いを行うこと、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴う家族の世話を行うこと又は家族の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>			
<p>(17)会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が</p>	<p>1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でな</p>		

改正後		改正前	
定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務しているもの)が、負傷、疾病又は老齢により1週間以上の期間にわたり要介護者の介護その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	い会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間		

改正後		改正前	
<p>(18) 会計年度任用職員が 骨髄移植のための骨髄若 しくは末梢血幹細胞移植 のための末梢血幹細胞の 提供希望者としてその登 録を実施する者に対して 登録の申出を行い、又は配 偶者、父母、子及び兄弟姉 妹以外の者に、骨髄移植の ため骨髄若しくは末梢血 幹細胞移植のため末梢血</p>	<p>必要と認められる期間</p>		

改正後	改正前
<p>幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p>	

改正後		改正前	
別表第4（第13条関係）		別表第4（第13条関係）	
事由	期間	事由	期間
(削除)	(削除)	(1) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親で

改正後	改正前
	<p>ある者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>

改正後		改正前	
(削除)	(削除)	(2) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務しているものに限る。)が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話及び予防接種又は健康診断を受けさせるための付添いを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場	1の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間

改正後		改正前	
(削除)	(削除)	合	
		(3) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務しているもの）が、負傷、疾病又は老齢により1週間以上の期間にわたり要介護者の介護その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間
(1) 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務	2日以内の期間	(4) 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務	2日以内の期間

改正後		改正前	
しないことがやむを得ないと認められる場合		しないことがやむを得ないと認められる場合	
(2) 会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	(5) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(削除)	(削除)	(6) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶	必要と認められる期間

改正後		改正前	
		者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	
(3) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間	(7) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(年次有給休暇に関する経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に採用された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）（以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用により採用された職員又は地方公務員法第17条の規定により採用された一般職の非常勤職員（同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）<u>（以下「施行日前任用職員」という。）</u>が、施行日以後に会計年度任用職員として継続勤務する場合の<u>施行日前日の属する年度に付与された年次有給休暇については、第13条第6項の規定を適用し繰り越すことができる。</u></p> <p><u>3 施行日前任用職員が、施行日以後に会計年度任用職員として継続勤務する場合は、その引き続く施行日前の任用期間を継続勤務期間とみなす。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(年次休暇に関する経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に採用された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）（以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用により採用された職員又は地方公務員法17条の規定により採用された一般職の非常勤職員（同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）が、施行日以後に会計年度任用職員として継続勤務する場合の年次休暇の付与日数及び時期等については、なお従前の例による。</p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。</p>	

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。